

第6章

計画の推進体制と進行管理

第6章では、計画策定後の実効性を確保するために、市民、事業者、行政（市）などが協働して計画を推進・進行管理していくための体制や手法、協働を強化するための取組などを整理しています。

第1節	計画の推進体制	124
第2節	計画の進行管理	127
第3節	協働を強化するための取組	129

第1節 計画の推進体制

本市では、天理市第5次総合計画との整合性を図るとともに、市民協働組織と庁内組織で構成される推進体制を構築し、国・奈良県・近隣自治体と調整・連携を図り、計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行いながら、本計画を推進します。

1 市民協働組織

(1) (仮称) 天理市環境連絡協議会

地域の連携と協働の場として、市民や市民団体、事業者、行政（市）など各主体の参加による「(仮称) 天理市環境連絡協議会」を設置します。本協議会は、各主体が環境に関する取組を進める上での、問題点や課題などの情報交換と情報共有を行い、環境活動における各主体の多様な連携方策を検討します。

また、本市の環境の保全と創造に関する施策や「さあ進めよう！プロジェクト」に関する事業の企画・運営を担うとともに、進捗状況をチェックし、より効果的な実施に向けた検討を行います。

<構成>

○構成：市民や市民団体の代表、事業者の代表、学識経験者、行政（市）などで構成します。

(2) 市民・市民団体・事業者・来訪者

市民・市民団体・事業者・来訪者は、本計画を推進させるための環境保全活動に参加・実践する担い手です。市域の環境の保全と創造、地球規模で深刻な問題となっている地球温暖化を食い止めるための対策は、市民等の協力が不可欠です。

市民等は行政（市）が行う施策に協力ならびに意見・提言を行うとともに、(仮称) 天理市環境連絡協議会が行う呼び掛けに積極的に協力・参加します。

2 庁内組織

(1) 天理市環境審議会

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者などに意見を求めることが必要であることから、天理市環境基本条例に基づき、市長の諮問機関として環境審議会が設置されており、引き続き公正な立場から審議します。

環境審議会では、市民や市議会、市民団体、事業者が参画し、「環境基本計画」をはじめとする本市の環境の保全と創造に関する基本的事項および重要事項について調査・審議します。

具体的には、天理市環境基本条例で規定されている施策の基本方針の進捗管理や年次報告のデータ分析などについて審議などを行い、本市に対して意見・答申を行います。

<構 成>

○構 成：市民や市民団体、事業者、学識経験者など、15 人以内で構成します。

(2) 天理市環境管理委員会

本市の内部においては、環境問題についての基本的かつ総合的な施策を審議し、その施策の効果的な実施の推進を図るための庁内組織として設置した「天理市環境管理委員会」において、環境基本計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行い、計画の推進を図ります。

また地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく削減目標およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく毎年のエネルギー消費量の削減を達成するため、本市の政策的な取組を検討します。

<役 割>

- 環境基本計画の進行管理
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく毎年の削減
- 施策の効果的な取組の検討
- 各主体・各部各課の連携・調整
- 各主体・各部各課の行動支援・普及啓発

<構 成>

○構 成：天理市環境マネジメントシステム推進組織要綱に基づく各部局の長

(3) 庁内関係機関

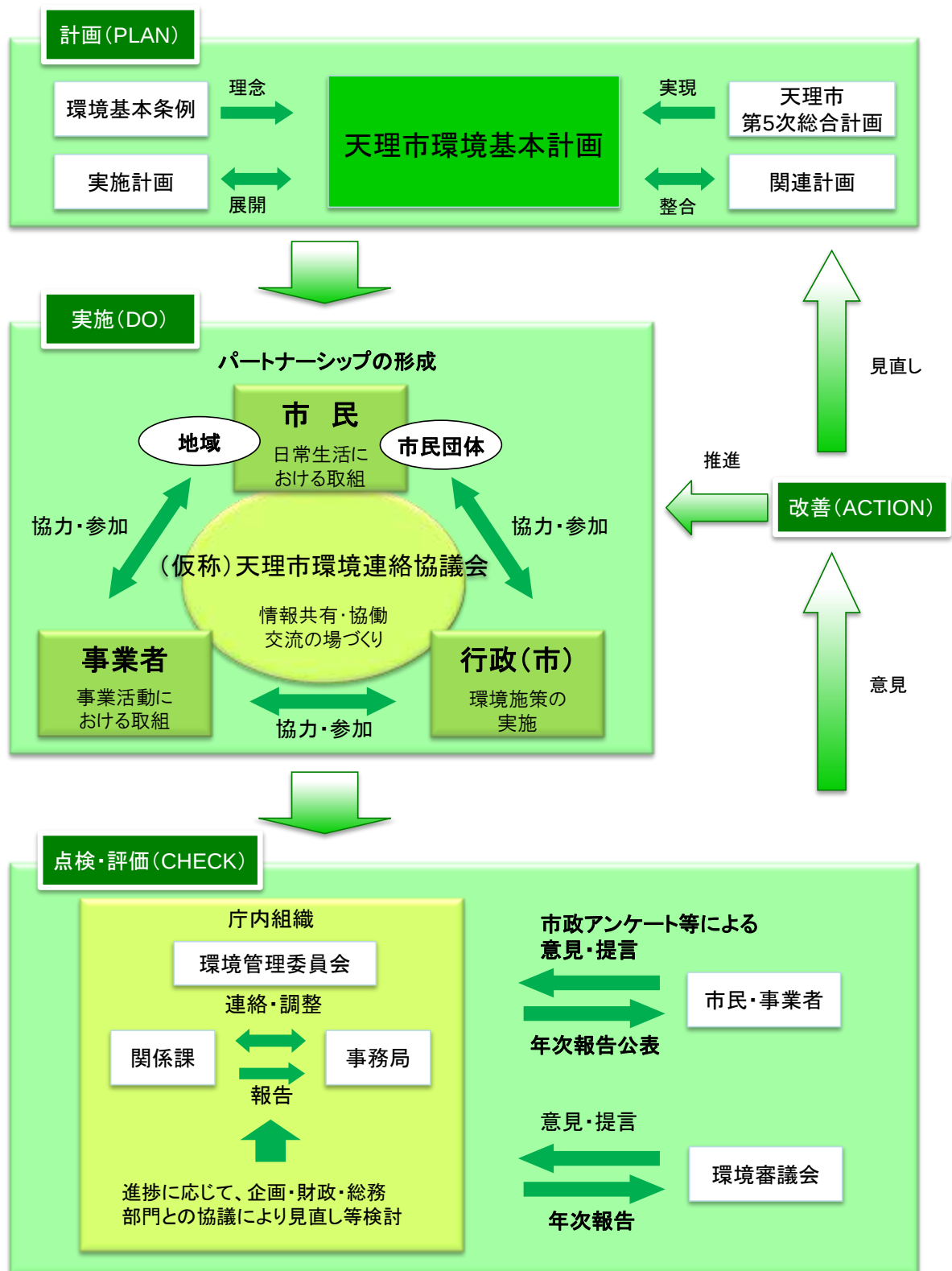
環境管理委員会での指示事項を事務局と連携を図りながら各担当部署での環境施策を実践し、その実施状況を報告します。

<役 割>

- 環境基本計画に基づく施策の実践
- 地球温暖化対策庁内実行計画およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく取組内容の率行的行動と実践
- 施策・事業の実施報告

<構 成>

○構 成：各所属長（環境管理推進員）と所属する職員

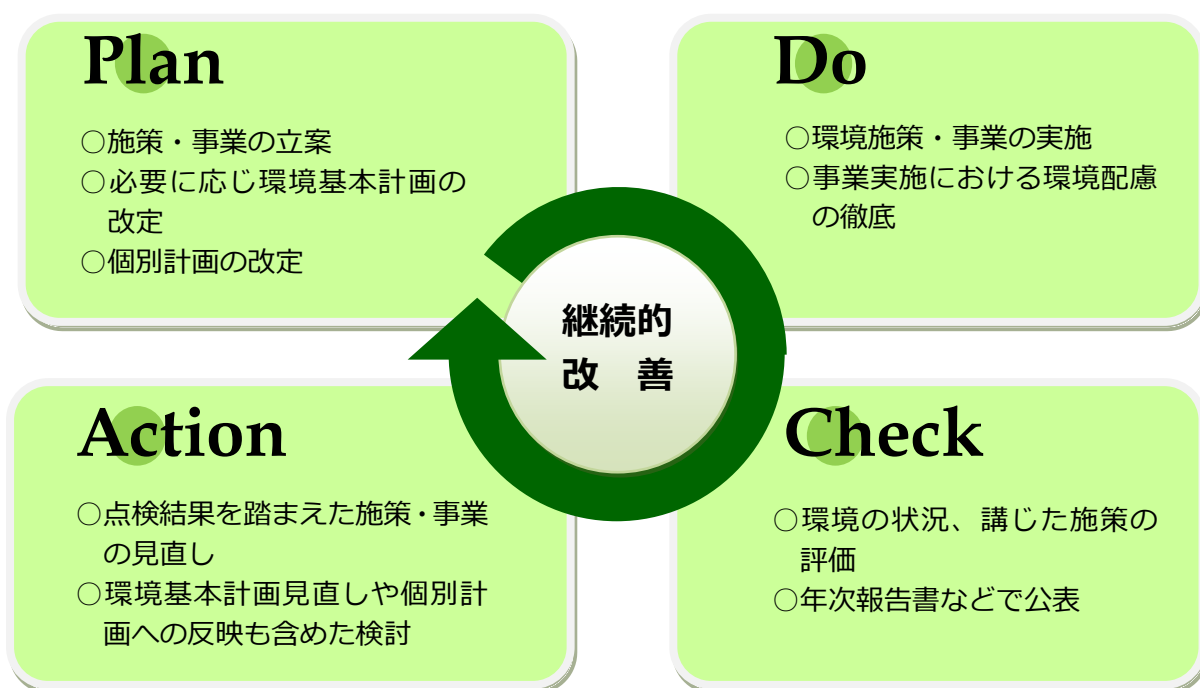


計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

1 環境マネジメントシステムの導入

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要です。本計画では、望ましい環境像の実現に向け、継続的な改善に取り組みながら計画を着実に推進するため、「天理市環境管理委員会」において、毎年、施策や環境指標・「さぁ進めよう！プロジェクト」の進捗状況などの点検評価を行うこととします。なお、進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方に基づき下図のようにPDCAサイクルで行い、施策の進捗状況などの点検評価の結果については「天理市環境審議会」へ報告するとともに、年次報告書を作成し、公表します。



PDCA サイクルによる進行管理

(1) 計画 (Plan)

天理市環境管理委員会は、当該年度に行う取組について、（仮称）天理市環境連絡協議会の活動実績や市民や事業者などの意見を踏まえ、年次行動計画を取りまとめます。

(2) 実行 (Do)

本計画は、市民、市民団体、事業者、来訪者、行政（市）が取組を実施します。これらの取組を円滑に推進するため、庁内関係機関は取組を推進すると共に、市民等に協力を頂く部分は市民啓発を行います。また（仮称）天理市環境連絡協議会を中心に「さぁ進めよう！プロジェクト」を行い、多くの主体者に情報発信と呼び掛けを行います。

(3) 評価 (Check)

天理市環境基本計画を実効ある計画とするための進捗・達成状況の検証結果、大気・水質などの環境監視測定結果などを市民にわかりやすく提供・公表する手段として、天理市環境基本条例第10条の規定に基づき、毎年度、点検・評価結果などを取りまとめて年次報告書を作成し、公表します。

本市の広報紙「町から町へ」やホームページなどを通じて広く環境の状況などを公表するとともに、毎年実施している天理市政アンケートなどを通じて市民や事業者などの意見聴取に努めながら、計画の進捗状況の管理を適正に行います。

「天理市環境基本条例」第10条 年次報告

- 1 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

「天理市環境基本条例」第19条 市民等の意見の反映

- 1 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 見直し (Action)

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化などに応じて、天理市環境管理委員会が市民等の意見を反映させながら、環境審議会での審議結果を踏まえ、適宜、環境の保全と創造に関する施策や目標などの見直しを行います。

また、計画期間のおよそ中間年にあたる平成31年度に、本市の最上位計画である天理市第5次総合計画の改訂や本市の目標達成状況・施策の進捗状況などを踏まえ、計画の中間見直しを行います。

2 各種計画との整合

本計画は、環境の保全と創造に関する本市の最も基本となる計画であり、他分野の行政計画や行政施策であっても、本計画との間で環境の保全などに関して整合が図られている必要があります。

このため、本市の他の行政計画・行政施策のうち、環境の保全と創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとしています。

「天理市環境基本条例」第11条 環境基本計画との整合

- 1 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3節 協働を強化するための取組

1 「環境イベント」の開催

本市における環境に関連するさまざまな取組を広く周知し、市民や事業者に日常的に関心を持ってもらうことが、環境問題の改善の原点です。

そこで、市民団体や事業者などと連携し、環境フェアや河川清掃活動などさまざまな取組を拡充し、継続的な気づきの場や活動のきっかけとなる機会の提供に努めます。

2 顕彰制度の確立

市民・事業者による「みんなが、安心して、いきいきと暮らせる環境づくり」を促進するため、環境の保全と創造に大きく貢献する取組を実践している市民、事業者または市民団体などの把握に努め、環境審議会において審査し、行政（市）としての顕彰制度を整備します。

3 国・県・近隣の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題をはじめとする広域的な取組が必要とされる施策に対しては、国・県・近隣の地方公共団体と連携・協力して施策の推進に努めます。

4 市・市民・市民団体・事業者との協働（パートナーシップ）

今日の本市が抱える多様な環境問題のすべてに関して、迅速かつ適切に対応していくためには相当のコスト負担が必要となります。本市の厳しい財政状況の下、こうした需要すべてに行政（市）だけで対応することは現実的には困難な状況にあります。

そこで、「天理市集中改革プラン」「天理市行政改革実施プログラム」を踏まえ、環境保全などに関する事務事業の民営化や外部委託化などの行政（市）と市民・事業者との役割を見直すとともに、情報提供などを通じた市民等の参加と協働を進め、財政負担を抑えつつ事業の効率化・効果的な推進に努めます。

5 市職員を対象とした協働による環境保全推進のための環境講習会の実施

市職員は、市民等との協働による取組を効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、幅広い分野からの職員の参加のもと、協働による環境保全推進のための環境講習会を定期的を開催し、職員の環境保全意識の高揚と協働の取組を進めていきます。